

要請書

日本国首相 麻生太郎様
防衛大臣 浜田靖一様

「迎撃」名目のミサイル防衛発動を中止し、自衛隊を撤収させよ

朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)が、「人工衛星」の発射を国際機関に通告したことを受けて、日本は「人工衛星であっても国連安保理決議1718号違反」と判断し、発射の場合は国連での制裁や独自制裁の強化を追求するとしている。さらに3月27日には、導入途上の「ミサイル防衛」システムによる「破壊措置＝迎撃」命令を発令した。一方、北朝鮮は「衛星への迎撃は戦争行為」として報復を示唆し、「六カ国協議の破棄」すら主張している。

今回の北朝鮮の「人工衛星」発射は、宇宙条約に加盟するとともに正規の国際法上の手続きを踏んではいないが、人工衛星打ち上げを確認するための情報公開は不十分なままである。私たちは、軍事を外交カードとする「瀬戸際政策」によって、北東アジアの軍事的緊張を高める北朝鮮の姿勢を容認することはできない。

しかし、北朝鮮に対し「制裁」や軍事力による「迎撃」で対応しようとする日本の姿勢は、国連憲章の精神はもとより、日本国憲法の平和主義の理念に著しく反するものである。

中国、ロシアのみならずアメリカさえも北朝鮮への「制裁」に消極的な中、同国との国交樹立も行おうとしない日本のみが、突出した強硬姿勢をとり続けている。また、横須賀基地の米イージス艦配備のトマホーク巡航ミサイルの半数以上が、北朝鮮などに照準を向けて発射態勢にあることなど、日本は対話と外交による平和的な問題解決の前提を整えようとはしていない。

とりわけ主権者の合意を得ることなく一方的に配備を進めている「ミサイル防衛」を、初めて実戦運用しようとする「迎撃」命令は、北朝鮮に対するさらなる挑発行為に他ならない。アメリカが「迎撃予定なし」と表明する中、日本がこれ見よがしに繰り返している迎撃ミサイル移動展開の軍事パフォーマンスは、北東アジアの安全保障バランスを大きく崩しかねない。

昨年来、技術的困難性も含めた費用対効果、国内法および国際法上の問題点も指摘されている「ミサイル防衛」を実戦展開することなく、あくまでも日本国憲法の平和主義に基づいた粘り強い外交により、六カ国協議の他の参加国とともに発射中止へ最後まで努力することを日本政府に強く求めるものである。

- ・「破壊措置命令」を撤回し「ミサイル防衛」システムを撤収させること
- ・発射中止に向けた平和的な外交努力を、六カ国協議の参加国と連携して最後まで続けること
- ・北朝鮮を「仮想敵国」とした在日米軍基地の軍事態勢の見直しを図ること

以上、平和的生存権を有する主権者として強く要請する。

2009年4月1日

「迎撃」名目のミサイル防衛発動を許すな！ 4.1防衛省行動実行委員会

平和の声・行動ネットワーク（入間）

パトリオットミサイルはいらない！習志野基地行動実行委員会

ヨコスカ平和船団

非核市民宣言運動・ヨコスカ

核とミサイル防衛にNO！キャンペーン

[連絡先] 東京都大田区西蒲田 6-5-15-7